

## 別紙 許可の基準

### 1 技術基準

#### (1) 条例第9条第1項第1号に関する基準

土砂等の高さ（土砂等のたい積により生ずる地表面の最高部と最低部との高低差（土砂等のたい積前において土砂等のたい積に係る土地と隣接する土地とに高低差がある場合にあってはその隣接部分の最低部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差、擁壁を設ける場合にあっては擁壁の最高部と土砂等のたい積により生じた地表面の最高部との高低差）をいう。以下同じ。）は、2メートル（土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂等のたい積に用いる土砂等の安定計算をした結果土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等の高さに係る数値）以内であること。

のり面（擁壁に覆われたのり面を除く。以下同じ。）のこう配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートルのこう配（土砂等のたい積の目的から必要があると市長が認めた場合で土質試験等により地盤及び土砂等のたい積に用いる土砂等の安定計算をした結果土砂等のたい積により生じた地表面の安定が確かめられたときは、当該地表面の安定が確かめられた土砂等のたい積により生じたのり面のこう配）以下であること。

#### (2) 条例第9条第1項第2号に関する基準

排水施設 次のとおりとする。

ア 土砂等のたい積に係る土地の区域内においては、雨水その他の地表水を排除することができるように、排水施設が設置されていること。

イ 排水施設の構造は、U字溝若しくは素掘側溝又はこれらと同等以上の機能を有する構造であること。ただし、土砂等のたい積の目的が一時的な土砂の保管、農地の改良その他これらに類するものである場合は、この限りでない。

擁壁 宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第5条の規定により設置する擁壁の例によるものであること。

#### (3) 条例第9条第1項第3号に関する基準

土砂等のたい積に係る土地の地盤が軟弱である場合は、当該土砂等のたい積に係る土地以外の土地の地盤の沈下又は隆起が生じないように、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。

垂直1メートルに対する水平距離が4メートル以下のこう配である土地に土砂等のたい積を行う場合は、土砂等のたい積を行う前の土地の地盤と土砂等のたい積に用いた土砂等との接する面にすべりが生じないように、段切りその他の措置が講じられていること。

土砂等のたい積が完了した後に土砂等が崩壊しないように、締固めその他の土砂等のたい積に係る土地の地形、地質又は周囲の状況に応じ必要な措置が講じられていること。

土砂等のたい積に係る土地の周囲に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合は、これらの土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が最大たい積時の土砂等のたい積の高さに相当する長さを確保する等の措置が講じられていること。

土砂等のたい積に係る土地の周囲が前号に規定する以外の場合は、土地の境界と土砂等のたい積に係る土地との間隔が1メートル以上の距離を確保する等の措置が講じられていること。

土砂等のたい積による周辺の生活環境への影響を踏まえ、土砂等のたい積を行う時間、期間等が定められていること。

土砂等のたい積に係る土地の区域を表示するためのくい等が設置されていること。

## 2 申請時基準（第8条、第9条第2項関係）

(1) 土砂等のたい積に関する計画を実施するために必要な資力及び信用があること。

（過去の実績を示す書面、資金計画書、市税納税証明、建設業の許可の写し）

(2) 土砂等のたい積に関する計画の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得ること。

（実際に土砂をたい積する土地及び事務所、通路等の場所の土地の所有者、賃借者、抵当権者、根抵当権者等の同意書等）

(3) 申請事業概要を当該申請に係る土砂等のたい積に係る土地の区域の住民に周知するよう努めること。

## 3 許可条件（第9条第3項関係）

(1) 危険防止及び不法投棄防止のため、土砂等のたい積に係る土地の区域の周囲に土砂等のたい積の最大たい積時により生じた高さ以上の堀（板堀若しくはトタン堀）又は安全柵等を設置すること。また、土砂等のたい積に係る土地の区域の出入口は1箇所とし、土砂等のたい積を行わないときは、出入口を閉鎖すること。ただし、農地改良（土の搬入を伴うもので、田畑転換を含む。）の場合及び土地利用上の安全性が確保されていると市長が認めた場合は、この限りでない。

(2) 作業時間は、8時30分から16時30分までとし、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）は行わないこととする。

(3) 土砂等のたい積を行うにあたっては、土砂等の流出、崩壊その他の災害の発生の防止のため、必要な措置を講ずるとともに、土砂等のたい積を行う土地の周辺の生活環境の保全に配慮すること。

- (4) 隣地及び道路、水路等の境界杭の保全に万全を期すること。ただし、境界杭が不明の場合は、関係者及び市担当課の立会いにより明確にすること。
- (5) 埋蔵文化財包蔵地内の届出については、北本市教育委員会と協議すること。
- (6) 土砂等のたい積を行っているときに埋蔵文化財を発見した場合は、土砂等のたい積を直ちに中止したうえで、北本市教育委員会に連絡し、指示を受けること。

#### 4 たい積に係る土地の汚染調査の届出義務（第17条関係）

(1) 土砂等の汚染の状況についての調査を行うものとする。調査の対象となる物質は、次のとおりとすること。

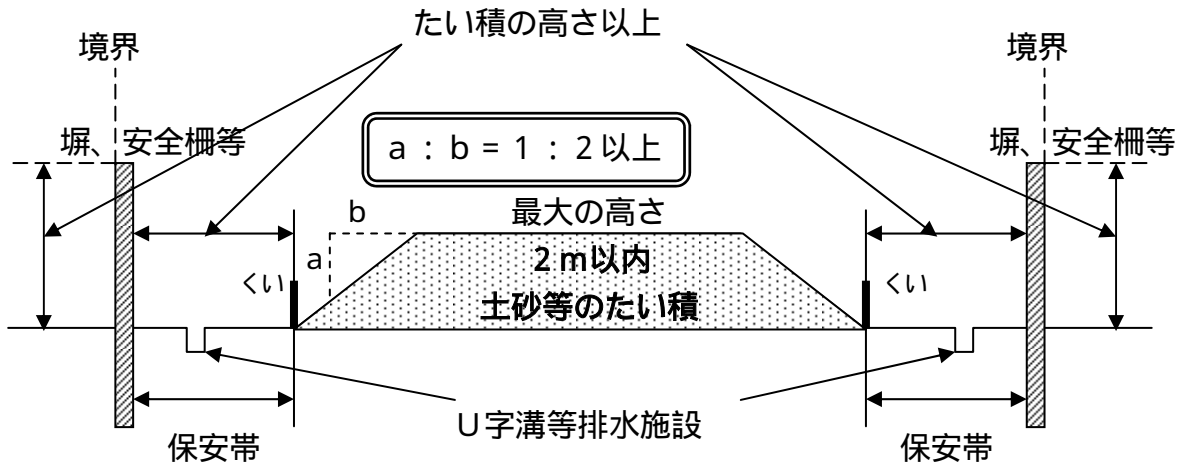
- ア カドミウム及びその化合物
- イ 六価クロム化合物
- ウ シアン化合物
- エ 水銀及びその化合物
- オ セレン及びその化合物
- カ 鉛及びその化合物
- キ 砒素<sup>ひ</sup>及びその化合物
- ク ふっ素及びその化合物
- ケ ほう素及びその化合物
- コ 特定有害物質（アからケまでに掲げる物質を除く。）及びダイオキシン類のうち搬入した土砂等の採取場所等から特に調査が必要と認める物質で市長が許可事業者に通知したもの

(2) 土砂等のたい積に係る土地の汚染調査の頻度及び地点数

| 土砂等のたい積の許可に係る土地の区域の面積 | 調査頻度                           | 調査地点数                              |
|-----------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 900平方メートル未満           | 完了又は廃止のとき                      | 1地点以上                              |
| 900平方メートル以上           | 土砂等のたい積に着手した日から6月ごと及び完了又は廃止のとき | 土砂等のたい積を行った土地について900平方メートルごとに1地点以上 |

## 5 土砂等のたい積の代表的な例

土砂等のたい積標準断面図（例1）



土砂等のたい積標準平面図（例2）

